

静岡県告示第14号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和元年5月10日から2週間富士土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年5月10日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
清水富士宮線	富士宮市上条字堰道1471番の10から 富士宮市上条字堰道1444番の5地先まで	令和元年5月10日